

議第 6 8 号

呉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

呉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 0 年呉市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 2（第 4 条，第 7 条関係）			別表第 2（第 4 条，第 7 条関係）		
1 ～ 8 略			1 ～ 8 略		
9 広駅前地区			9 広駅前地区		
建築制限の事項	区分地区	建築制限の内容	建築制限の事項	区分地区	建築制限の内容
建築物の用途の制限	ゆとりの住宅ゾーン（B 地区），計画的市街地形成ゾーン及び学びのゾーン	次に掲げる建築物は，建築してはならない。 (1) 第 1 種住居地域 ア 床面積の合計が 1 5 平方メートルを超える畜舎 イ ボーリング場，スケート場，水泳場，ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (2) 第 2 種住居地域 ア 床面積の合計が 1 5 平方メートルを超える畜舎 イ ボーリング場，スケート場，水泳場，ゴルフ練習場及びバッティング	建築物の用途の制限	ゆとりの住宅ゾーン（B 地区），計画的市街地形成ゾーン及び学びのゾーン <u>（A 地区）</u>	次に掲げる建築物は，建築してはならない。 (1) 第 1 種住居地域 ア 床面積の合計が 1 5 平方メートルを超える畜舎 イ ボーリング場，スケート場，水泳場，ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (2) 第 2 種住居地域 ア 床面積の合計が 1 5 平方メートルを超える畜舎 イ ボーリング場，スケート場，水泳場，ゴルフ練習場及びバッティング

			練習場 ウ ダンスホールその他これに類するもの			練習場 ウ ダンスホールその他これに類するもの	
					学びのゾーン（B地区）	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (3) 法別表第2（ほ）項に掲げる建築物（床面積の合計が3,000平方メートルを超える令第130条の5の3の店舗、飲食店等の建築物を除く。）	
		略			略		
	賑わいのシンボルロードゾーン及び良好な住環境誘導ゾーン	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 第1種住居地域 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (2) 近隣商業地域 ア 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 イ ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			賑わいのシンボルロードゾーン及び良好な住環境誘導ゾーン（A地区）	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 第1種住居地域 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (2) 近隣商業地域 ア 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 イ ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
					良好な住	次に掲げる建築物	

	略	
建築物の壁面の位置の制限	略	
	計画的市街地形成ゾーン及び良好な住環境誘導ゾーン	略
略		
垣又はさくの構造の制限	ゆとりの住宅ゾーン（A地区及びB地区），計画的市街地形成ゾーン，良好な住環境誘導ゾーン及び学びの	略

	環境誘導ゾーン （B地区）	は、建築してはならない。 (1) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (2) 法別表第2（ほ）項に掲げる建築物（床面積の合計が3,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の令第130条の5の3の店舗，飲食店等の建築物を除く。）
	略	
建築物の壁面の位置の制限	略	
	計画的市街地形成ゾーン及び良好な住環境誘導ゾーン （ <u>A地区及びB地区</u> ）	略
略		
垣又はさくの構造の制限	ゆとりの住宅ゾーン（A地区及びB地区），計画的市街地形成ゾーン，良好な住環境誘導ゾーン （ <u>A地区</u>	略

	ゾーン			及びB地区) 及び 学びのゾ ーン (A 地区及び B地区)	
1 0 略				1 0 略	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

広島圏都市計画地区計画の変更に伴い、当該変更に係る所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。